

福岡県文化部活動の在り方に関する指針の策定について

1 策定の経緯

- 【国】部活動の適正な運営を図るため、平成30年3月にスポーツ庁が運動部活動のガイドラインを策定。同年12月に文化庁が文化部活動のガイドラインを策定
- 【県】国のガイドラインを踏まえ、運動部活動に関して、平成30年12月に「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」を策定
- 令和元年5月に有識者等による「文化部活動の在り方に関する指針作成検討委員会」を設置し、指針案について検討

2 指針の概要

(1) 基本的な考え方【本文P1～P2】

- 文化部活動の多様な活動実態を踏まえ、生徒の安全・健康や指導する教職員の心身の負担の面から、運動部活動と同様の課題を有する文化部活動について、その基準等を準用する一方で、こうした課題の少ないものについては、従前の適切な活動を阻害しないよう留意する。
- 県立学校を対象とし、市町村教育委員会・学校法人においても県と同様に取り組むよう働きかける。

(2) 適切な休養日の設定（運動部活動と同様）【本文P4～P5】

- 週2日以上 of 休養日設定（平日少なくとも1日・土日少なくとも1日）、長期休業中のオフシーズン設定
- 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、休業日で3時間程度

※ 休養日・活動時間の設定については、定期試験前後に一定期間の休養日を設けたり、月間単位で設定したりするなど、弾力的に定めることができる。

※ 高校段階では、教職員の指導を要しない安全で生徒の個人的な活動については、生徒の負担や適切な休養に配慮の上、活動時間に含めないことができる。

福岡県文化部活動の在り方に関する指針

令和 2 年 2 月
福岡県教育委員会

目 次

はじめに	1
1 適切な運営のための体制整備	2
(1) 文化部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
(3) 生徒の安全・健康の保持	
2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	3
(1) 適切な指導の実施	
(2) 文化部活動用指導手引等の活用	
(3) 学校単位で参加する大会等の見直し	
3 適切な休養日の設定	4
4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	5
(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置	
(2) 地域との連携等	
終わりに	6

○参考資料 「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」別添資料

はじめに

○ 学校教育の一環として行われる部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教職員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解等、その教育的意義は高い。

○ 文化部活動においては、芸術文化を目的とするもの以外に、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティアなど活動分野が多岐に渡り、活動の頻度や時間も極めて多様である。

本県においても、令和元年7月に、中学校・高等学校20校、129部活動（公立中7校・14部、私立高4校・31部、公立高9校・84部）に調査したところ、次のような実態があった。

- ・ 設置されている部は、吹奏楽・ブラスバンド（15校）、美術（13校）、茶華道（10校）が多いが、他校にはあまり見られない特色のある部も多数あった。
- ・ 平日の1週間当たりの活動日数は、週5日が最も多く、全体の約27%であった。その一方で、週0日・1日の部も約19%あった。
- ・ 平日の1日当たりの活動時間は、1日2～3時間が最も多く、全体の約46%であった。次に多いのは1日1～2時間で、全体の約42%であった。
- ・ 土・日に関しては、活動していない部が半数を超える一方で、1日4時間以上活動している部も全体の約8%あった。

このように、年間を通して積極的に活動を行い、練習等の活動が長時間に及ぶ部もあれば、週1～2日短時間の活動をする部もある。

また、本来の活動に加え、週休日等に地域からの要請により地域の行事や催し等に参加する場合もある。

○ こうした文化部活動の多様な活動状況を踏まえ、文化部活動が、地域や学校、分野、活動目的等に応じて、多様な形で最適に実施されることを目指し、県教育委員会は、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月文化庁）」を参考に、「福岡県文化部活動の在り方に関する指針」を策定することとした。

なお、策定に当たっては、生徒の安全・健康や指導する教職員の心身の負担の面から、運動部活動と同様の課題を有する文化部活動について、その基準等を準用する一方で、こうした課題の少ないものについては、従前の適切な活動を阻害しないよう留意することとする。

○ 本指針は、県立学校が実施する文化部活動の在り方を示すとともに、市町村教育委員会や学校法人等においても取り組んでいただきたい内容を示したものである。この

ため、県教育委員会は、市町村教育委員会や学校法人等に対して、本指針を踏まえ、県と同様に取り組むよう働きかけることとする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 校長は、本指針に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。
文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

なお、様式については、「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」の別添資料に準じて校長が定めることとする。また、作成に当たっては、生徒の安全・健康に関わる事項を除き、その内容はできる限り簡素なものとし、教職員に過度な負担となることのないよう留意するものとする。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全・健康、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

イ 校長は、生徒や教職員の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に活用する。

なお、部活動指導員の活用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達に段階に応じた科学的な指導、安全・健康の保持や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、校長は任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施や、教職員の他の校務分掌、部活動指導員の配置状況を考慮した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう

持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 校長は、年度当初の職員会議において、教職員間で活動方針等の共通理解を図るとともに、各部活動の活動状況の確認や情報交換のため、適宜、部活動顧問会議等を開催する。また、保護者に対して、部活動を正しく理解してもらうため、学校全体又は部活動毎に部活動の活動方針等を説明する。

カ 校長は、教職員の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日30文科初第1497号）」及び「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について（令和元年6月28日元文科初第393号）」並びに「教職員の働き方改革取組指針（平成30年3月福岡県教育委員会・平成31年4月改定）」等を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

(3) 生徒の安全・健康の保持

ア 校長は、部活動中の事故の未然防止や事故が起こった場合の対処方法の確認、医療関係者等への連絡体制の整備等を盛り込んだ危機管理マニュアルを作成する。
特に、近年、平均気温が上昇していることから、熱中症対策に十分留意する。

イ 文化部顧問及び部活動指導員等は、生徒の安全・健康に配慮し、生徒が施設設備や用具を適切に使用できるよう、その使用法や危険性について事前に十分指導する。

ウ 文化部顧問及び部活動指導員が生徒を大会等へ引率する場合は、交通手段等も含め、保護者に対して事前に十分な説明を行う。なお、文化部顧問及び部活動指導員が運転する自家用車等での引率は、原則として行わず、公共の交通機関を使用する。

※「県立学校の部活動におけるマイクロバスによる生徒引率について」（平成21年3月24日20教体第3988号・20教教第3502号・20教高第5772号教育長通知）を参照

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、文化部顧問及び部活動指導員等は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（疾患の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であり、過度の活動は生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動

に参加する機会を奪うことになる。

文化部顧問及び部活動指導員等は、このことを正しく理解し、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。また、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績など、それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的な手法により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

さらに、保健体育科教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動用指導手引等の活用

文化部顧問及び部活動指導員等は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引等を活用して、2(1)に基づく合理的かつ効率的・効果的な指導を行う。

(3) 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会やコンクール、コンテスト、地域の行事、催し等を精査する。

3 適切な休養日の設定

文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取り、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設定する。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

休養日及び活動時間等の設定については、上記の基準の趣旨を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、定期試験前後に一定期間の部活動休養日を設けたり、週間、月間、学期単位等での活動頻度・時間を設定したりするなど、弾力的に定めることができる。

なお、高等学校段階においては、中学校段階と心身の発達段階が異なることや、特定の文化部活動に所属したいという意欲を持って、自ら選択し進学してくる生徒がいること、及び文化部活動の多様な活動状況を考慮する必要がある。このため、教職員の指導を要しない安全で生徒の個人的な活動については、生徒の負担が過度にならず適切な休養を取らせることに配慮した上で、活動時間に含めないことができる。

校長は、1（1）に掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえ、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導、是正を行う等、その運用を徹底する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 部活動は生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動は、性別や障がいの有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていない。このことを踏まえ、校長は、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるものが考えられる。

イ 校長、文化部顧問及び部活動指導員等は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、学校間での連携を図り、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 生徒が、家庭の経済状況にかかわらず、芸術文化等の活動に親しむ機会を充実することが重要である。

このため、校長、文化部顧問及び部活動指導員等は、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や、公民館や劇場等の社会教育施設・文化施設の活用、芸術文化関係団体・社会教育関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

- イ 校長、文化部顧問及び部活動指導員等は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、地域と連携した取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

終わりに

- 本指針は、生徒のバランスのとれた心身の成長と学校生活に配慮し、生徒の視点に立った適切な文化部活動が実施されるよう、学校の文化部活動改革に向けた具体的取組について示したものである。
- 中学生及び高校生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。
少子化や核家族化が進む中であって、学校外の様々な活動に参加することは、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考える貴重な経験となり、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。また、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながるものである。
- 平成29年6月には、文化芸術振興基本法が改正され、新たに文化芸術基本法が成立し、我が国が「文化芸術立国」を目指すための様々な取組が進められつつある中、文化部活動は、子供たちが生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。
県教育委員会は、関係団体等と連携・協力して、学校内外において子供たちが芸術文化等の活動に親しむ機会が今後とも確保されるよう、文化部活動を取り巻く様々な課題に着実に取り組んでいく。

別添資料 1

平成〇〇年度 〇〇立〇〇学校 運動部活動の活動方針及び活動計画 (作成例)

1 学校の教育目標

・
・

2 運動部活動の方針

・
・

3 運動部活動公式戦年間計画 (校種により変更: 以下記入例)

(1) 中体連・高体連関係

ア 〇〇ブロック予選

	主催大会			共催大会
	全九州大会予選	全国総体予選	新人大会	
陸上	5/〇・〇・〇 〇〇陸上競技場		9/〇・〇 〇〇森陸上競技場	国体最終選考会 7/〇・〇・〇 〇〇陸上競技場
駅伝	11/〇〇 〇〇公園周辺コース			
体操	5/〇 〇〇体育館		11/〇・〇 〇〇大学体育館	
水泳 (競泳)				
水泳 (飛込)				
バスケットボール	学校体育団体等が作成した大会日程を PDF 等で 貼付しても構いません			

イ 県予選

	主催大会			共催大会
	全九州大会予選	全国総体予選	新人大会	
陸上	6/〇・〇・〇 〇〇陸上競技場		6/〇・〇 〇〇森陸上競技場	国体最終選考会 7/〇・〇・〇 〇〇陸上競技場
駅伝	12/〇〇 〇〇公園周辺コース			
体操	6/〇 〇〇体育館		12/〇・〇 〇〇大学体育館	
水泳 (競泳)				
水泳 (飛込)				
バスケットボール	学校体育団体等が作成した大会日程を PDF 等で 貼付しても構いません			

(2) 高野連関係

ア 硬式

春季大会	選手権予選	秋季大会	〇〇大会	〇〇大会
3/〇～ 〇〇球場他	7/〇～ 〇〇球場他	9/〇～ 〇〇球場他	学校体育団体等が作成した大会日程 をPDF等で貼付しても構いません	
イ 軟式				
春季大会	選手権予選	秋季大会	〇〇大会	〇〇大会
3/〇～ 〇〇球場他	7/〇～ 〇〇球場他	9/〇～ 〇〇球場他		

(3) その他

・ 〇〇部 〇〇大会 (4/〇・〇 : 〇〇体育館) ・ 〇〇部 〇〇コンテスト (8/〇～〇 : 〇〇ホール)

4 完全下校時間

- ・ 平日 (4月～10月) 19:00
- ・ 平日 (11月～3月) 18:30
- ・ 休日及び長期休業期間 17:00

5 共通の休養日

(1) 定期考査期間

- ・ 5月〇〇日～〇〇日 (1学期中間考査5月〇〇日～〇〇日) 〇〇日間
 - ・ 6月〇〇日～〇〇日 (1学期期末考査6月〇〇日～7月〇日) 〇〇日間
 - ・ 10月〇〇日～〇〇日 (2学期中間考査10月〇〇日～〇〇日) 〇〇日間
 - ・ 11月〇〇日～〇〇日 (2学期期末考査11月〇〇日～12月〇日) 〇〇日間
 - ・ 2月〇〇日～〇〇日 (学年末考査2月〇〇日～〇〇日) 〇〇日間
- 計〇〇日間

(2) その他

- ・ 12月〇〇日～1月〇日 (学校閉庁日) 〇〇日間
 - ・ 〇月 〇日 (職員研修) 〇〇日間
- 計〇〇日間

※上記期間中でも公式戦や部の行事 (OB会や初稽古会等) により活動日となることがあります。その際は顧問から生徒を通じて保護者に連絡します。

6 各運動部の活動計画

運動部ごとに作成した月間 (〇ヶ月) 計画を別途ホームページに掲載しています。
※計画に変更があることもありますので、その際は顧問から生徒を通じて保護者に連絡します。

平成〇年度 〇〇学校 〇〇部 活動計画（3ヶ月計画）作成例

試合	3	日	試合	日	試合	日
練習	20	日	練習	日	練習	日
休養日	8	日	休養日	日	休養日	日

日	4月			5月			6月		
	曜	学校行事	活動計画 (活動時間、場所等)	曜	学校行事	活動計画 (活動時間、場所等)	曜	学校行事	活動計画 (活動時間、場所等)
1	月	職員会議	9:00~11:00						
2	火		9:00~11:00						
3	水		OFF						
4	木		9:00~11:00						
5	金		9:00~11:00						
6	土		練習試合(〇〇学校にて)						
7	日		OFF						
8	月	始業式	17:00~19:00						
9	火	入学式	13:00~15:00						
10	水	新入生OR	OFF						
11	木	部活動紹介	17:00~19:00						
12	金	部活動体験入部開始	16:00~18:00						
13	土		9:00~12:00						
14	日		OFF						
15	月	交通安全教室	16:00~18:00						
16	火		16:00~18:00						
17	水	職員研修	OFF						
18	木		17:00~19:00						
19	金		16:00~18:00						
20	土		〇〇大会(〇〇運動公園にて)						
21	日		〇〇大会(〇〇運動公園にて)						
22	月		OFF						
23	火		16:00~18:00						
24	水		OFF						
25	木	文化祭結団式	17:00~19:00						
26	金		16:00~18:00						
27	土	模擬試験	14:00~17:00						
28	日	模擬試験	OFF						
29	月	昭和の日	14:00~17:00						
30	火		16:00~18:00						
31	水		16:00~18:00						
備考	4/20 〇〇大会 9:00開会式 14:30 1回戦(対〇〇学校) ※要昼食 4/21 11:00 2回戦(対〇〇と〇〇の勝者)								

※活動計画が変更になる場合は生徒を通じて保護者に連絡いたします。